

玉野市公告第2号

公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公告します。

令和8年1月6日

玉野市長 柴田 義朗

玉野市英語指導助手（A L T）派遣業務委託プロポーザル実施要領

※本プロポーザルは、令和8年度当初予算の成立前に年度開始前の準備行為として実施するため、予算が成立しなかった場合は無効となる。

また、契約は令和8年度当初予算成立後の締結となるので、十分留意のうえ応募すること。

1 目的

この要領は、玉野市立小・中・高等学校に英語指導助手（以下、「A L T」という。）を配置するに当たり、派遣業務の委託先として、専門的知識や経験を生かし効果的・効率的に業務を実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によることとし、実施に必要な事項を定めるものである。

2 業務名

玉野市英語指導助手（A L T）派遣業務委託

3 業務内容

別紙 玉野市英語指導助手（A L T）派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 提案限度額

83,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

年度ごとの提案限度額は、下表のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

| 年度区分 | | 提案限度額 |
|--------|-------------------------|-------------|
| 令和8年度 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで | 27,720,000円 |
| 令和9年度 | 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで | 27,720,000円 |
| 令和10年度 | 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで | 27,720,000円 |

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和7年度～9年度玉野市指名業者登録名簿（物品・役務）に登載されており、「希望する資格の種類等」が「121 人材派遣」であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 提案期間から業務者決定の日までに玉野市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (7) 英語指導活動において、令和7年4月1日現在で3年以上の経営実績を有していること。
- (8) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておけるものであること。
- (9) 労働者派遣事業許可を受けていること。

7 公募から業者選定までのスケジュール（予定）

| 項目 | 期日・期間等 |
|----------------|--------------------------|
| 公告日、実施要領等の公表 | 令和8年1月6日（火） |
| 参加申込書の受付期間 | 令和8年1月6日（火）～令和8年1月23日（金） |
| 質問受付期間 | 令和8年1月6日（火）～令和8年1月14日（水） |
| 質問に対する市の回答 | 令和8年1月16日（金） |
| 参加資格決定通知 | 令和8年1月26日（月） |
| 提案書等の提出期限 | 令和8年2月6日（金） |
| 参加業者のプレゼンテーション | 令和8年2月13日（金） |
| 選定結果通知 | 令和8年2月20日（金） |
| 契約締結 | 令和8年4月1日（水） |
| 業務開始 | 令和8年4月1日（水） |

8 参加申込に伴う提出書類、申込先、申込方法

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。
ア 参加申込書 【様式1】

イ 事業者概要（会社要覧 会社概要が確認できるもの）【任意様式】※A4用紙1枚以内にすること。

ウ 英語指導助手派遣業務受注実績報告書 【様式2】

（2）提出部数：1部

（3）申込先：玉野市教育委員会 学校教育課（玉野市役所3階）

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

（4）申込方法

ア 申込期限：令和8年1月23日（金）午後5時まで ※必着

イ 提出方法：郵送（書留郵便）または持参

※持参の場合は、土日・祝日は除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までを取扱時間とします。

（5）その他：上記の参加申込書を提出後、辞退を希望する場合は、速やかに辞退届【様式3】を提出すること。

9 質疑の受付・回答

（1）本プロポーザルに関する質問は質疑書【様式4】により行うものとする。

（2）提出方法：電子メール ※メール表題：「事業者名 プロポーザルに関する質問」

（3）提出期限：令和8年1月14日（水）午後5時まで

（4）提出先：gakkoukyouiku@city.tamano.lg.jp

（5）質問に対する回答：

令和8年1月16日（金）までに、市ホームページに質問及び回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は実施要領等の内容追加・修正とみなす。

※質問内容が、選定にあたり公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

※質問内容が、質問者特有の内容と判断した場合は個別に回答することがある。

10 参加資格決定通知

市は事業者から提出された参加申込書等の内容を審査し、令和8年1月26日（月）までに参加資格決定通知書を電子メールで通知する。

11 提案書等の提出

（1）本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。

提案書：任意様式で、以下の書類を順序にしたがって作成すること。

10部（正本1部、副本9部）

- ① 会社概要
- ② 業務実績
- ③ ALTの採用体制
- ④ ALTの研修体制
- ⑤ 英語教育に対する取組

(学習指導要領の理解度、教材等研究開発、A L Tの効果的活用)

- ⑥ 労務管理体制
- ⑦ 危機管理体制
- ⑧ 相談・連携体制
- ⑨ 見積書及び見積内訳書
 - ・ 見積額は消費税及び地方消費税を含む税込額とし、委託期間に係る総額、年度別の見積額を明示すること。
 - ・ 見積額の内訳は、採用経費、研修経費、管理経費、給与、交通費、保険料（社会保険料、労働保険料等）ごとに記載すること。上記以外で必要な経費が発生する場合は、項目別に記述すること。
 - ・ 事業所名、所在地及び代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

(2) 提案書の書式等

ア 原則として、A 4縦型、横書き、左綴じで作成のこと。(A 3版折込頁の挿入は可)

イ 各頁下部余白に頁番号を付すること。

ウ 記載する内容については、各事業者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。

(3) 提出期限：令和8年2月6日（金）午後5時まで ※必着

(4) 提出先：玉野市教育委員会 学校教育課（玉野市役所3階）

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

(5) 提出方法：郵送（書留郵便）または持参

※持参の場合は、土日・祝日は除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までを取扱時間とします。

(6) 提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案書を無効とする。

ア 提案書の受領時に、6に定める資格要件を満たさない者が提出した提案書

イ 虚偽の記載をした提案書

ウ 提案書受付締切後に提出された提案書

エ 提案限度額を超えた提案書

12 プレゼンテーション

事前に提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを行い、その後質疑応答を受けること。

プレゼンテーションは、参加申込者が1者の場合も実施し、事業者の選定を行う。

(1) 日時・場所

令和8年2月13日（金）予定

参加者ごとの参集時間及び会場は、別途通知する。

(2) 内容

- ア 提出した提案書をもとに、プレゼンテーション（提案説明）を行うこと。
また、指定する時間までは会場外にて待機することとする。
 - イ 持ち時間は、機器の接続5分程度、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とする。
 - ウ 出席者は1事業者当たり3名までとする。
 - エ プrezentation実施にあたり使用する備品等は、参加者が準備することとし、使用する備品等については事前に報告すること。【様式自由】
ただし、スクリーンについては市で準備する。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、参加者を失格とする。
- ア 無効な提案書を提出した者
 - イ 指定した時間に遅れた場合（災害等、学校教育課が認める特別な事情がある場合を除く。）
 - ウ プrezentationを欠席した場合（災害等、学校教育課が認める特別な事情がある場合を除く。）
 - エ 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会による事業者の選定が終了するまで」の間に、選定委員又は事務局に不正に接触した者、若しくは接触を試みた者
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者又は本件業務委託の要求基準を満たさない提案をした者
 - カ 提案の内容が、法や関連法令等の基準を満たしていない者
 - キ その他指定した事項に違反した場合

13 委託事業者選定

- (1) 玉野市英語指導助手派遣業務委託事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）の結果を総合的に審査し、評価得点が満点（審査委員数×100点）の6割を超えている事業者の中で評価得点の高い順に順位をつけ、最優秀提案者を決定する。

評価得点が同数の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。それでも決しない場合は、委員長が第1位順位を決定する。

(2) 選定基準

次の各項目について評価を行う。

① 提案書の審査

審査点を審査委員1人90点満点とし、以下の点について審査を行う。

- ア 経営方針および英語指導助手派遣業務に関する基本方針
- イ ALTの派遣業務実績
- ウ ALTの採用条件・採用方法
- エ ALTの管理体制・労務管理等の具体策
- オ 危機管理体制の充実

カ A L T の研修体制及び内容の具体策

キ 教育プログラム、学校・教職員との協働体制

② 見積金額の審査

審査点を審査委員 1 人 10 点満点とし、見積金額について審査を行う。

③ 審査点数の採点方法

別紙 『玉野市英語指導助手（A L T）派遣業務委託に関する公募型プロポーザル審査基準』による。

④ 注意事項

- ・資料の追加配布は認めない。提案書において補足説明・アピールする点などについて説明を行うこと。
- ・選定委員会は非公開で行う。また、参加者は、他の参加者の提案を傍聴することはできない。

（3）選定結果の通知及び公表

ヒアリング終了後、令和 8 年 2 月 20 日（金）に電子メールにて通知し、郵送でも通知する。また、市ホームページ上で公表する。

公表する内容は以下のとおり。

- ① 契約候補者の名称、評価点及び順位
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点

提案者の名称と評価点との対応関係は明らかにしない。

（4）審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

（5）契約締結の交渉

選定された事業者に対して、提案書の内容をもとに協議し、仕様書等の調整を行った後、正式な見積書を徴収することとする。

14 その他

（1）経費負担

提案書の提出等、本プロポーザルに要する全ての経費は提案者の負担とする。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

（2）提出書類等

ア 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では提案者に無断で使用しない。

イ 提出された書類等は、返却しない。

ウ 提出された書類等は、市が英語指導業務を委託する事業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は認めないものとする。

（3）情報公開

提出された提案書は、情報公開請求を受けたときは、玉野市情報公開条例の定めるところにより、公開対象の行政文書となる場合がある。

(4) 問合せ先

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市教育委員会 学校教育課 担当： 山田、浮田、濱屋

Tel : 0863-32-5575

電子メールアドレス : gakkoukyouiku@city.tamano.lg.jp